

認知症アクティブチーム活動支援事業補助金 活用団体募集！

認知症サポーターアクティブチームの認定基準を満たす又は満たす予定の団体を対象として、認知症の人への支援活動や認知症カフェなどの活動始める際の立上げに係る経費について補助します。

認知症サポーターアクティブチームとは

認知症の人やその家族を支える活動を積極的かつ能動的に行う団体を、市町村の推薦に基づき、県が“認知症サポーターアクティブチーム”として認定しています。

認定基準

- ア 認知症の人やその家族への支援を積極的に行っている団体
- イ 市町村の求めに応じ、可能な範囲で認知症の人やその家族へ支援活動を行うことができる団体
- ウ 市町村が実施する実践研修を修了した認知症サポーターが所属する団体

1 補助対象となる事業

認知症の人の自宅訪問活動・認知症カフェなど、認知症の人やその家族の見守り体制づくりや居場所づくり、被災地等における認知症の人への支援活動、またはこれらの取組みを進めるリーダー役の養成研修等の事業（活動の立ち上げや活動強化）を対象とします。

【具体的な事業例】

- ・認知症の人の見守りネットワーク体制づくりや訪問等の見守り活動
- ・高齢者の行方不明対応のための見守り模擬訓練等の活動
- ・認知症の人やその介護家族の居場所づくり（認知症カフェ、つどいの開催）
- ・認知症の人を支える活動を中心となって推進していく人（リーダー）づくり（認知症サポーターステップアップ研修や認知症サポートリーダー養成研修の開催）
- ・介護サービス事業所（従事者）等における地域住民への支援・交流促進事業（認知症啓発活動や在宅介護の支援、認知症高齢者と地域住民との交流）
- ・震災等で被災された方を対象とした傾聴ボランティア活動や、被災地等での認知症の人や家族等への居場所づくり、見守り活動 等
- ・居場所づくりにおけるつどいや認知症の人と地域住民等との交流会のオンラインによる開催

2 事業の実施主体

上記事業に取り組む認知症サポーターアクティブチームの認定基準を満たす又は満たす予定の団体

3 補助対象経費

上記事業を行うために必要な経費で、令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までに要した経費に限ります。

令和8年度より前から実施されている事業に係る経費は対象外となります。

団体の運営に要する経常的経費（家賃、光熱水費、団体の役員や職員の人件費等）は対象外とします。

【補助対象経費】

経費名	内 容
謝金	研修会講師への謝金など
旅費	研修会講師の旅費、事業実施に伴う交通機関の運賃、宿泊費、駐車料金など
食糧費	研修会講師のお茶、茶菓子代、交流会に伴う食材料費など 酒類、スタッフ会議の弁当代等は対象外
需用費	事務用品などの物品購入費（文具などの消耗品、パンフレットなどの印刷製本費）
役務費	切手、はがき代、各種手数料、各種保険料、オンラインの通信費など
委託料	事業の委託に要する経費
使用料及び賃借料	会議室の使用料、高速道路通行代金、機材の借り上げ代など
備品購入費	単価が3万円以上の物品の購入に要する経費 （事業を実施するのに直接必要な機材などの経費） 備品を購入する場合には、原則3者以上から見積書を徴取し、その中から最低価格のものを購入することとします。 単価が10万円を超えるものは、超えた額を補助対象外経費とし、各団体の負担とします。 備品の取得のみを目的としたもの（事業で使用するもの以外）は対象外とします

4 補助金額

補助対象となる事業に係る経費は20万円を限度額とし、県の予算の範囲内で補助します。（必要と認められる場合は、概算払いを行います。）

5 事業の周知等

補助対象となった団体は、認知症サポーターや市町村などを対象とした研修会で取組事例発表や活動事例集の作成など、県事業に協力するとともに、地域内で積極的に広報活動を行っていただくこととなります。

6 申請期限等

- ・ 申 込 期 限：令和8年（2026年）10月23日（金）
- ・ 申請先について：事業を実施する団体のある市町村、または事業を実施する場所の市町村に、申請書類を提出してください。



【問合せ先】認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
電 話：096-333-2216

県ホームページにも募集記事を掲載しております。

「認知症サポーターアクティブチーム活動支援事業補助金の活用団体を募集しています！」

URL: <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/179720.html>

募集の詳細については、「認知症アクティブチーム活動支援事業実施要項」をご確認ください。